

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成23年5月16日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「大和郡山広陵線における安堵町からの要望」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成23年5月30日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

#### 4 諮 問

平成23年7月1日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成23年5月30日付け郡士第141号による安堵町からの要望の不開示決定処分取消しを求めます。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 異議申立書

安堵町の都市計画道路について工事が実施されるので当然あるはずである。再度、

捜してください。

## (2) 意見書

文書の保存期間は、5年ないし1年として取り扱っているとしているが、要望書は、安堵町東安堵地区での地方特定道路整備事業を平成12年から実施しており、既に11年経過しているが、当然地元の要望書に基づき事業を執行しているので、保存期限の5年は納得がいきません。当然、要望書は保存されているはずなので、再度、捜して開示してください。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は安堵町の都市計画道路について工事が実施されるので当然あるはずと主張している。

実施機関は、安堵町東安堵地区で地方特定道路整備事業を平成12年度に採択し、以後当該事業を実施している。通常、事業の実施に当たり関係市町村から要望書が提出されることは考えられることから、執務室及び書庫等を探索したが、当該要望書は発見できず、当該要望書が提出されたかどうかについても確認できなかった。行政文書の保存については、奈良県行政文書管理規程第35条により保存期間は30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満に分類され、本件開示請求に対応する文書は、郡山土木事務所で作成している文書分類表細分類名称の「工務一般」に該当し、保存期間については5年として取り扱っているところである。

したがって、関係市町村からの要望書の提出時期は、通常、事業採択の前後約1年の間であり、当該事業の採択が平成12年度であることから、仮に安堵町から要望書が提出されたとしても、本件開示請求の対象文書は既に保存期間に従い廃棄したと考えられる。また、当該事業は、既にほとんどの部分が完成しており、当該要望書の保存期間を延長して保有する必要性は認められない。

以上のことから、本件開示請求については、請求に係る文書の不存在を理由として不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求

め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

## 2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「大和郡山広陵線における安堵町からの要望」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を保有していないため不存在であると主張しているのので、以下検討する。

実施機関の説明によると、道路事業の実施に当たっては関係市町村から要望書の提出が通常行われることから、県道大和郡山広陵線の安堵町東安堵地区に係る地方特定道路整備事業についても、安堵町から要望書が提出されていた可能性があると考えられるので、実施機関において執務室及び書庫等を探索したが、当該要望書は発見できず、当該要望書が提出されていたかどうかについても確認できなかったとのことである。また、仮に当該要望書が提出されていたとしても、当該要望書の保存期間は5年であり、既に廃棄されているとのことである。さらに、当該事業は、既にほとんどの部分が完成していることから、当該要望書の保存期間を延長して保有する必要性は認められないとのことである。

当審査会において、当該要望書の保存期間を確認するため、実施機関に対し、奈良県行政文書管理規程に基づく郡山土木事務所に係る文書分類表の提示を求め確認したところ、実施機関において当該要望書が該当すると主張する「工務一般」の保存期間は、5年又は1年であることが認められた。

実施機関の説明によると、関係市町村からの要望書の提出時期は、通常事業採択の前後約1年の間とのことである。当該事業については、平成12年度に採択され、ほとんどの部分が完成しているとのことから、仮に当該要望書が提出されていたとしても、本件開示請求の時点においては、当該要望書の保存期間の満了により廃棄していたと認められる。

そうすると、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

## 3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

### 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 7月 1日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成23年 8月 8日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年 8月30日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成23年12月13日 (第150回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成24年 1月31日 (第151回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成24年 3月16日 (第152回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成24年 5月15日 (第153回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成24年 5月25日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだ ひでじろう 石田 榮仁郎	近畿大学教授（憲法）	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長